

五色町共通プレミアム付商品券

参加店舗募集要項 及び誓約事項



- [名称] ……五色町共通プレミアム付商品券
- [目的] ……新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ地域経済の活性化を図るため、プレミアム付商品券を発行する。
- [発行者] ……五色町共通プレミアム付商品券発行委員会
- [発行総額] ……114,000千円(19,000セット)(予定)
- [発行内容] ……1セット(500円×12枚=6,000円)を5,000円で販売
1世帯20セットまで購入可能
(利用可能額120,000円・購入額100,000円)
- [利用期間] ……令和4年8月1日(月)～令和4年9月30日(金)

1. 参加店舗の参加資格について

- (1) 五色町商工会員または洲本市内に事業所・店舗等があること。
但し、店舗面積20,000㎡以下の事業所・店舗等に限る。
- (2) 五色町商工会会員外の事業所・店舗については、換金手数料及び登録料を徴収します。
- (3) 洲本市暴力団排除条例の各規程に抵触しないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業店でないこと。

2. 参加店舗の募集について

(1) 申込方法

参加店舗の登録を希望される方は、この「募集要項」及び「誓約事項」に同意の上、「参加店舗登録申請書」に必要事項をご記入いただき、五色町商工会にFAX、メール、郵送、持参にてお申込みください。

※記載された店舗名が「参加店舗一覧表」に掲載されます。

〔申請書の提出先〕

●五色町商工会

〒656-1301 洲本市五色町都志 202

TEL.0799-33-0450 FAX.0799-33-1330

窓口：平日の9時00分～17時00分

※(1) 複数の店舗を持つ事業者については、原則、「参加店舗登録申請書」を店舗ごとに記入し、お申し込みください。なお、すべての利用店舗が「募集要項」ならびに「誓約事項」に同意していただいた上で、申し込む必要があります。

(2) FAX の場合は必ず送付が完了しているか五色町商工会に確認して下さい。

(2) 募集期間

令和4年6月20日（月）から6月30日（木）まで

※6月30日（木）までに申込をいただくと、購入申込チラシに「参加店舗一覧表」として店舗名を掲載します。

※7月1日（金）以降も申込を受け付けいたしますが、店舗名はホームページ上でのみの掲載となります。

(3) 換金手数料

五色町商工会員である参加店舗の換金手数料はいただきません。

五色町商工会員外である参加店舗の換金手数料は、商品券券面額の1.32%負担いただきます。

(4) 参加店舗負担金

五色町商工会員である参加店舗負担金はいただきません。

五色町商工会員外である参加店舗の負担金は1店舗当たり30,000円負担いただきます。（複数の店舗を持つ事業者については、各店舗ごとに参加店舗負担金30,000円をいただきます。）

(5) 登録

申込のあった事業者については、発行委員会の承認を得て、参加店舗として登録いたします。ただし、登録後であっても申込内容に虚偽・不備等がある場合には登録を取り消す場合があります。また、商品券の利用期間中は、やむを得ない事由がないかぎり、登録を途中辞退できません。

(6) その他

参加店舗登録決定後に以下のものをお送りさせていただきます。

（7月中旬郵送を予定）

- ①参加店舗登録証明書
- ②商品券見本
- ③取立入金票
- ④参加店舗用ポスター

3. 商品券の使用厳守事項

- (1) 本商品券は、物品の販売また役務の提供などの取引において利用可能です。
※上記以外において商品券を売買・流通させることは禁止します。
- (2) 本商品券は、参加店舗で有効期限内に限り利用できます。
- (3) 本商品券は、現金との引き換えはいたしません。また、釣り銭は支払わないでください。不足分は現金等で受け取ってください。
- (4) 本商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者（五色町共通プレミアム付商品券発行委員会）は責任を負いません。

4. 換金方法

(1) 指定金融機関

指定する下記の金融機関の窓口でのみ換金ができます。

- ①淡路信用金庫（本店営業部、本町支店、由良支店、物部支店、都志支店）
- ②淡陽信用組合（都志支店）
- ③淡路日の出農協（五色支店）

※振込先と異なる店舗・金融機関へ持ち込む場合、淡路信用金庫のみ受付可能です。

(2) 振込先口座の事前登録

参加店舗は、「参加店舗登録申請書」提出時に合わせて指定金融機関の口座を事前に登録してください。

※指定金融機関の口座を持っていない場合は、極力上記(1)の指定金融機関にて新たに口座を開設して登録してください。

※口座の登録は1店舗につき1口座までとします。

※原則、期間途中での口座の変更は認めません。また事前に登録いただいた口座以外への換金はいたしかねますのでご了承ください。

(3) 換金受付・支払日および時間

令和4年8月10日(水)～令和4年10月20日(木)までの指定日で各金融機関の窓口営業時間中(9時～15時)とします。

※詳細な受付日は別表「換金受付日・支払日表」をご覧ください。

(4) 提出書類

参加店舗は、事前に登録した口座のある換金指定金融機関各支店の窓口に以下の3点を持参してください。

- ①使用済み商品券(必ず裏面に取扱店舗名を記載)
- ②取立入金票
- ③参加店舗登録証明書

(5) 換金額の支払い

支払いは、換金受付日より6営業日後に、指定の口座に入金します。

5. 参加店舗の責務等

- (1) 参加店舗は、お客様に参加店舗であることがわかるように、店頭などにポスターの掲示を行ってください。(ポスターは令和4年8月1日(月)から令和4年9月30日(金)まで掲示をお願いします)
- (2) 商品券の利用を制限する商品やサービスがある場合は、各参加店舗独自でPOP等を作成し、表示してください。
- (3) 参加店舗は、お客様から商品券を受け取った際は、見本券と照合し、間違いがないか確認してください。偽造券の疑いがある場合は、受け取りを拒否し、五色町商工会に連絡をお願いします。
- (4) 本商品券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定する販売行為はご遠慮ください。
- (5) 有効期限を過ぎた商品券を受け取らないでください。

6. 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 出資や債務の支払い
- (2) 国や地方公共団体等への支払い(税金、振込手数料、水道料金等の公共料金)
- (3) 有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (4) たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入

- (5) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- (8) 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) 商品券の交換又は売買
- (10) その他、発行委員会が指定するもの

7. 参加店舗の取消等

参加店舗による「募集要項」及び「誓約事項」の各事項に違反する行為が認められた場合、参加店舗登録の取消及び損害金の発生等が生じる場合があります。

8. その他留意事項

- (1) 「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、発行委員会がその対応を決定いたします。
- (2) 登録後、参加店舗の都合で商品券の取扱いを辞退した場合、損害賠償等が発生する場合があります。
- (3) 本事業用にデザインされた「商品券」の肖像使用を含む広報告知物・掲出等を希望される場合は、事前に発行委員会の承認が必要となります。
- (4) 運営上、内容が変更される可能性があります。その場合は速やかに連絡させていただきます。
- (5) 令和 4 年 9 月 30 日以降の異議申し立てはできません。

9. 誓約事項

下記誓約事項を確認の上、お申しいただきますようお願いいたします。

- (1) 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- (2) 商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払を受け付けません。
- (3) 商品券の再販・再流通をいたしません。
- (4) 商品券の偽造・悪用・濫用はいたしません。
- (5) 商品券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
- (6) 商品券の利用期間中(令和4年8月1日～令和4年9月30日)は参加店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はいたしません。
- (7) 商品券の取扱、参加店舗の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。
- (8) 商品券の利用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- (9) 商品券の取り扱いに関して発行委員会からの改善要請等があった場合には、それに従います。
- (10) 店舗名・業種の公表(専用HP、参加店舗一覧等への掲載)について同意します。
- (11) 登録する店舗は、洲本市暴力団排除条例の各規程に抵触する店舗ではありません。
- (12) 登録する店舗は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行う者及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などを運営する者」、「特定の政治団体と関わる店舗等」又は「公序良俗に反する店舗等ではありません。

